

11月、12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。



ひとりでも
働く職場に
労働保険

事業主のあたりまえ川柳



— 守る責任。加入する義務。 —
労働保険

労災保険 + 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤・パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



千葉労働局では令和6年11月から12月までを『労働保険未手続事業一掃強化期間』と定め、労働保険未加入事業場の解消を促す取組を集中的に実施します。

具体的には、労働保険未加入事業場に対する重点的な行政指導の他、
①千葉県下の乗合バス車内へのポスター掲示
②千葉テレビ・bayfmによるスポットCM放送
③県・市町村・県社労士会・労働保険事務組合・その他各団体に対し広報誌への掲載依頼
④ジェイアール東日本における千葉エリア内の電車内(まど上)広告
⑤労働局庁舎への懸垂幕掲示など、積極的な広報活動を行います。

「労働保険」とは労災保険と雇用保険の総称であり、政府の保険制度です。正社員、派遣、アルバイト、パートなどの呼称にかかわらず、労働者を1人でも雇用する事業場に参加が義務付けられています。